

ID: 236

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営駐車場条例 第4条第2項					
例 規 番 号	平成17年条例第150号					
【根拠条文】 (使用料) 第4条 駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)は、別表のとおりとする。 2 駐車料金は、駐車券交付の際徴収する。 3 既納の駐車料金は、返還しない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			